

貸室賃貸借契約書特約事項

賃貸人 (以下甲という) と賃借人 (以下乙という) は、平成 年 月 日付で貸室賃貸借契約 (以下本契約という) を締結するにあたり株式会社オリエントコーポレーション (以下丙という) のスリーウェイサービス (Flex 住まいる型) を利用する場合、下記条項を特約事項として追加し、特約することを確認する。

第1条 (賃料等の支払方法)

- 1、乙は、賃料等について丙の行うスリーウェイサービス (Flex 住まいる型) を利用し、丙を通じて甲に支払うこととしその内容については、別途乙丙間で締結するスリーウェイサービス利用契約の定めによるものとする。
- 2、スリーウェイサービス利用契約が解除、取り消しその他の事由により終了したときは、乙はその終了日以降に支払期日が到来する賃料等については、本契約条項の支払方法により甲へ支払うものとする。

第2条 (甲の契約解除権)

乙が次の項のいずれかに該当したときは、甲は乙に対し何ら催告することなく、直ちに本契約を解除し、本物件からの退去を請求できる。

- ① 乙が、丙への支払を2ヶ月以上遅延したとき。
- ② 乙が、本契約もしくは使用細則に定める義務を違反したとき。

第3条 (返還敷金等による弁済)

賃貸借物件の明渡し時に乙の丙に対する支払義務が存するときは、甲が乙に対して返還すべき敷金を、丙が代理受領し、乙の丙に対する義務に充当することを、乙は承諾するものとする。

第4条 (乙の連帯保証人選任義務)

理由の如何に拘らず、乙と丙とのスリーウェイサービス利用契約が解除になったときは、乙は甲の認める連帯保証人を新たに選任しなければならない。

平成 年 月 日

賃貸人・賃貸人代理人 (甲) 住所 _____

氏名 _____ 印

賃借人 (乙) 住所 _____

氏名 _____ 印